

第4期野田市障がい福祉計画

(平成 27 年度～平成 29 年度)

平成 27 年 3 月
野 田 市

目次

I	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け・他の計画との関係	1
3	計画の期間	1
4	計画の基本理念	2
II	第3期計画における進捗状況	3
1	指定障害福祉サービス及び指定相談支援	3
2	地域生活支援事業	6
III	平成29年度までに達成すべき目標	8
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	8
2	地域生活支援拠点の整備	9
3	福祉施設から一般就労への移行等	10
IV	障害福祉サービス等の見込み	11
1	指定障害福祉サービス	11

(1) 訪問系サービス	11
(2) 日中活動系サービス	12
(3) 居住系サービス	15
2 指定相談支援	16
(1) 計画相談支援	16
(2) 地域相談支援	17
3 地域生活支援事業	18
(1) 相談支援事業	18
(2) コミュニケーション支援事業	19
(3) 日常生活用具給付等事業	19
(4) 移動支援事業	20
(5) 地域活動支援センター	21
(6) その他の事業	22
4 障がい児を対象としたサービス	23

V 計画の推進に向けて 25

1 地域ネットワークの構築	25
2 計画の達成状況の点検及び評価の方法	25

I 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本計画は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がい者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

2 計画の位置付け・他計画との関係

(1) 位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 88 条の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定することとされた計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、本市の障がい者施策の基本的方向を示す指針である「野田市障がい者基本計画」と調和が保たれたものとします。

また、野田市総合計画に即したものとし、関連する地域福祉計画及び各保健施策分野の計画との整合性が図られたものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】

18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第 1 期計画			第 2 期計画			第 3 期計画			第 4 期計画		

4 計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し
支え合う共生社会の構築

本計画の基本理念は、第2次野田市障がい者基本計画改訂版と共通の理念とします。
この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる3点に配慮して、本
計画を作成します。

（1）障がいのある人等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い
ながら共生する社会を実現するため、障がい者等が必要とする障害福祉サービスそ
の他の支援を受けつつ、障がい者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基
本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整
備を進めます。

（2）三障がいの一元化に対応した障害福祉サービスの充実

身体・知的・精神の三障がいに係る制度の一元化への対応として、障がい者等が
その種別にかかわらず、必要な障害福祉サービスを利用することができるよう、サ
ービスの提供基盤の充実を図ります。

（3）地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活への移行や就労支援に対応したサービスの提供体制を整えるとともに、
障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を
最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

Ⅱ 第3期計画における進捗状況

1 指定障害福祉サービスと指定相談支援

(1) 訪問系サービス

第3期計画の見込量及び実績（上段が見込量、下段が24・25年度：実績、26年度：実績見込み）

サービス名		単位	24年度	25年度	26年度
訪問系	居宅介護	時間／月	2,052	2,295	2,551
	重度訪問介護		1,557	1,803	1,879
	行動援護	実人／月	104	112	120
	同行援護		93	106	112

※24・25年度は3月時点、26年度は7月時点の実績を表しています。（以下、指定障害福祉サービス及び指定相談支援については同じ。）

訪問系サービスについては、利用時間及び利用者数は増えているものの、第3期計画の見込みを下回っています。

(2) 日中活動系サービス

第3期計画の見込量及び実績（上段が見込量、下段が24・25年度：実績、26年度：実績見込み）

サービス名		単位	24年度	25年度	26年度
日中活動系	生活介護	延人日／月	5,220	5,420	5,560
			4,646	4,682	5,049
		実人／月	261	271	278
			252	257	257
	自立訓練（機能訓練）	延人日／月	44	66	66
			0	0	15
		実人／月	2	2	3
			0	0	1
	自立訓練（生活訓練）	延人日／月	119	136	153
			112	128	110
		実人／月	7	8	9
			6	9	12

第3期計画の見込量及び実績（上段が見込量、下段が24・25年度：実績、26年度：実績見込み）

サービス名		単位	24年度	25年度	26年度
日中活動系	就労移行支援	延人日／月	600	640	680
			585	540	537
		実人／月	30	32	34
			33	36	33
	就労継続支援(A型)	延人日／月	110	132	176
			116	128	155
		実人／月	5	6	8
			7	7	8
	就労継続支援(B型)	延人日／月	1,139	1,190	1,241
			1,085	1,260	1,315
		実人／月	67	70	73
			68	74	74
	療養介護	実人／月	5	5	13
			6	8	12
	短期入所	延人日／月	218	238	263
			272	228	233
		実人／月	25	28	31
			26	38	38

生活介護については利用日数、利用人数ともに伸びていますが、計画をやや下回りました。

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、利用人数は計画をおおむね達成することができました。

療養介護については、県及び近隣市と連携して、平成26年度に東葛地域（柏市）に療養介護事業所（重症心身障がい児（者）施設）が開設されたことに伴い、利用人数が増加しました。

短期入所については、依然としてニーズの高いサービスですが、利用人数は計画を達成することができました。

（３）居住系サービス

第3期計画の見込量及び実績（上段が見込量、下段が24・25年度：実績、26年度：実績見込み）

サービス名		単位	24年度	25年度	26年度
居住系	施設入所支援	実人／月	117	117	117
			96	95	97
	共同生活介護 共同生活援助	実人／月	61	69	77
			66	77	91

施設入所支援については、見込みを下回っています。共同生活介護・共同生活援助については、新規開設のホームがあったことなどから利用人数が増加し、計画を達成しました。

（４）指定相談支援

第3期計画の見込量及び実績（上段が見込量、下段が24・25年度：実績、26年度：実績見込み）

サービス名	単位	24年度	25年度	26年度
計画相談支援	実人／月	5	30	61
		1	62	105
地域移行支援	実人／月	6	8	10
		0	1	0
地域定着支援	実人／月	5	6	8
		0	0	0

計画相談支援については、平成24年度から全ての利用者が対象となりましたが、3年間で段階的に拡大して、全てのサービス等利用者が対象者となるように、相談支援の提供体制の整備をしたことから、見込みを上回りました。

地域移行支援については、平成25年度に2人の利用がありました。また、地域定着支援については利用がありませんでした。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

第3期計画の見込量及び実績

事業名	24年度		25年度		26年度
	見込量	実績	見込量	実績	見込量
(1)相談支援事業					
①相談支援事業					
ア 障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
イ 地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施
②相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施
③成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施	実施
(2)コミュニケーション支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	600件	685件	600件	653件	600件
手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人
(3)日常生活用具給付等事業					
①介護・訓練支援用具	13件	6件	13件	5件	13件
②自立生活支援用具	31件	7件	31件	23件	31件
③在宅療養等支援用具	14件	17件	14件	18件	14件
④情報・意思疎通支援用具	24件	12件	24件	12件	24件
⑤排泄管理支援用具	2,514件	2,632件	2,614件	2,714件	2,718件
⑥居宅生活動作補助用具	5件	1件	5件	4件	5件
(4)移動支援事業	13,765時間	15,709時間	14,472時間	14,322時間	15,179時間
	142人	145人	149人	130人	156人
(5)地域活動支援センター					
①市内利用分	3か所	3か所	3か所	4か所	3か所
	50人	102人	50人	115人	50人
②市外利用分	9か所	10か所	5か所	8か所	5か所
	22人	11人	22人	13人	22人

※各年度末の実施状況又は年間の見込量及び実績を表しています。

各事業とも、第3期計画の見込みどおりに、おおむね達成することができました。

(2) その他の事業

第3期計画の見込量及び実績

事業名	24年度		25年度		26年度
	見込量	実績	見込量	実績	見込量
(1)訪問入浴サービス事業	実施	実施	実施	実施	実施
(2)知的障がい者職親委託制度	実施	実施	実施	実施	実施
(3)日中一時支援事業	9,828回	10,398回	10,206回	10,509回	10,638回
	182人	163人	189人	148人	197人
(4)スポーツ・レクリエーション 教室開催事業	実施	実施	実施	実施	実施
(5)点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	実施	実施
(6)奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施	実施	実施
(7)自動車運転免許取得・改造 助成事業	実施	実施	実施	実施	実施

※各年度末の実施状況又は年間の見込量及び実績を表しています。

各事業とも、第3期計画の見込みどおりに、おおむね達成することができました。

Ⅲ 平成 29 年度までに達成すべき目標

障がいのある人の自立支援に向け、「地域生活への移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、平成 29 年度を目標年度として、次に掲げる事項について、国の基本指針や県の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの数値目標を設定します。

また、数値目標の設定に当たっては、これまでの取組を更に推進するものとなるよう、第 3 期計画の実績及び地域の実情を踏まえて、設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 目標の設定

国の基本指針では、平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が、平成29年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成29年度末時点における福祉施設入所者を、平成25年度末時点から4%以上削減することを目指しています。

国の基本指針を踏まえて、本市の福祉施設から地域生活への移行目標値は、平成25年度末時点の当市の施設入所者数である95人の12%である12人を、平成29年度末における地域生活への移行者数として設定します。

また、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%である4人を削減することを目指します。

項目	目標値	考え方
平成29年度までの 地域移行者数	12人	平成25年度末時点における施設入所者数 (95人)の12%以上とします。
平成29年度までの 施設入所者削減数	4人	平成25年度末時点における施設入所者数 (95人)の4%以上とします。

(2) 達成に向けた取組

地域生活への移行の推進を図るためには、地域生活での住まいの場として、グループホーム等の確保が重要となってきます。そのため、県と連携して、グループホーム等の質と量の充実を図るとともに、入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

また、障がい者の地域生活移行には、地域社会の理解が不可欠となることから、障がい者理解の普及、啓発に努めます。

2 地域生活支援拠点の整備

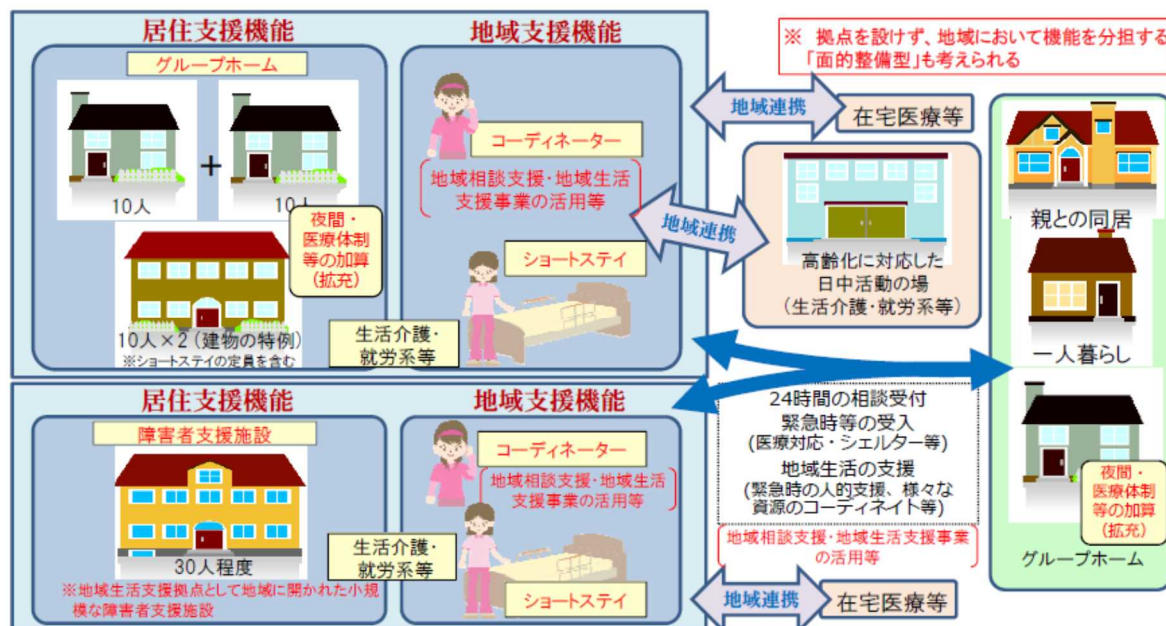
(1) 目標の設定

国の基本指針では、「地域生活支援拠点」とは、地域での暮らしの安心感を担保し、地域において求められる相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を市町村、障がい福祉圏域ごとに、平成29年度末までに整備することを目指します。

なお、一方で、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的な整備も想定の一つとされています。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点の整備数	1か所	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を整備

国の地域生活支援拠点のイメージ



(2) 達成に向けた取組

障がい者の高齢化を見据え、取り組むべき課題に応じて、本市独自の機能をどのように整備していくのかを、地域自立支援協議会等において、関係機関と連携しながら検討していきます。

3 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 目標の設定

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成29年度中に一般就労への移行者数が、平成24年度の一般就労への実績の2倍以上にするとともに、福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定しています。

国の基本指針を踏まえて、本市の福祉施設から一般就労への移行目標値は、平成29年度中に一般就労へ移行する者の数が、平成24年度の一般就労への移行実績である18人の2倍以上にするとともに、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成25年度末における利用者数である56人の6割以上増加することとし、また、平成29年度末における就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。

項目	目標値	考え方
平成29年度中の一般就労移行者数	36人	平成29年度中の一般就労移行者数が、平成24年度の移行実績(18人)の2倍以上にする。
平成29年度末における就労移行支援事業利用者数	90人	平成29年度末における就労移行支援事業利用者数が、平成25年度末における利用者数(56人)の6割以上増加する。
平成29年度末における就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。

(2) 達成に向けた取組

一般就労への移行を促進するためには、障がい福祉と労働の関係機関が連携して取り組むことが重要となってきます。そのため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携を強化し、企業に対して障がい者雇用について一層の理解と協力を求めるとともに、就労移行支援事業所等の整備の促進に努めるなど、社会資源の充実を図ります。

一方、いわゆる「障害者優先調達推進法」が平成25年度から施行され、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的に購入することに努めます。

IV 障害福祉サービス等の見込み

1 指定障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

①サービスの内容

サービスの種類	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

②サービス見込量の算出の考え方

居宅生活を支えるサービスとして、アンケート調査でも身体障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、今後、施設入所や入院から地域生活への移行が進むとともに、また、難病患者等の障害福祉サービスの利用を見込み、これらのサービスを必要とする方が増加すると考えられ、利用実績をベースに、障がい者等のニーズや地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

③サービスの見込量

サービスの種類	単位	27年度	28年度	29年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間/月	2,054	2,229	2,403
	実人/月	121	130	139

④確保のための方策

介護保険部門と連携してホームヘルパーの資質の向上と人員の確保を図るとともに、障害福祉サービスを提供していない介護保険の訪問介護事業所等への情報提供に努め、民間事業者の一層の積極的な参入を促進し、サービス供給体制の充実に努めます。

また、サービスを必要とする障がい者が適切に利用できるよう、相談支援事業の充実に努め、的確なアセスメントによる支給の適正化を図ります。

（２－ア）日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）

①サービスの内容

サービスの種類	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、リハビリテーション、歩行訓練等、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（Ａ型）	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づき働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な人に、福祉的就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

②サービス見込量の算出の考え方

日中活動の場を確保するサービスとして、アンケート調査でも身体障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、支給決定者数をベースに、特別支援学校の卒業者数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

③サービスの見込量

サービスの種類	単位	27年度	28年度	29年度
生活介護	延入日/月	5,344	5,638	5,933
	実人/月	272	287	302
自立訓練(機能訓練)	延入日/月	15	30	45
	実人/月	1	2	3
自立訓練(生活訓練)	延入日/月	138	165	193
	実人/月	15	18	21
就労移行支援	延入日/月	651	716	781
	実人/月	40	44	48
就労継続支援(A型)	延入日/月	252	349	446
	実人/月	13	18	23
就労継続支援(B型)	延入日/月	1,368	1,422	1,475
	実人/月	77	80	83

④確保のための方策

第二福祉ゾーン（船形地区）の整備や既存の福祉施設の機能強化等を図り、また、多様な主体の民間事業者の参入を促進し、サービス供給体制の充実を図り、利用者が適切な支援を選択できるよう多様な環境を整備するよう努めます。

また、利用しやすい環境を整備するために、通所に係る交通費や保険料の負担軽減策を実施していきます。

（２－イ）日中活動系サービス（療養介護）

①サービスの内容

サービスの種類	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

②サービス見込量の算出の考え方

支給決定者数をベースに、重症心身障がい児（者）施設から療養介護へサービス移行する人数、東葛地域（柏市）に開設された療養介護事業所（重症心身障がい児（者）施設）への入所状況等を勘案して見込みます。

③サービスの見込量

サービスの種類	単位	27年度	28年度	29年度
療養介護	実人/月	14	14	14

④確保のための方策

県及び近隣市と連携して、平成26年度に東葛地域（柏市）に療養介護事業所（重症心身障がい児（者）施設）が開設されたことに伴い、引き続き、サービスの利用を促進します。

（２－ウ）日中活動系サービス（短期入所）

①サービスの内容

サービスの種類	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②サービス見込量の算出の考え方

地域生活を支えるサービスとして、アンケート調査でも身体障がい者や知的障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。

③サービスの見込量

サービスの種類	単位	27年度	28年度	29年度
短期入所(福祉型)	延入日/月	243	268	324
	実人/月	39	43	52
短期入所(医療型)	延入日/月	20	25	30
	実人/月	4	5	6

④確保のための方策

障がい者支援施設と連携を図ってサービス量の確保に努めるとともに、重度の障がい者を受け入れられるよう、現在のあおい空を活用し、重症心身障がい児（者）に対する短期入所事業を平成27年度から実施します。

また、療養介護と同様に、平成26年度に東葛地域（柏市）に短期入所事業所（重症心身障がい児（者）施設）が開設されたことに伴い、引き続き、サービスの利用を促進します。

（３－ア）居住系サービス（共同生活介護、共同生活援助）

①サービスの内容

サービスの種類	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や食事提供等の支援、または入浴、排泄又は食事の介護等を行います。

②サービス見込量の算出の考え方

アンケート調査でも知的障がい者を中心に将来の住まいの場として希望する人が多いサービスであり、支給決定者数をベースに、障がい者等のニーズ、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

③サービスの見込量

サービスの種類	単位	27年度	28年度	29年度
共同生活援助 (グループホーム)	実人/月	101	111	121

④確保のための方策

グループホームについては、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。また、見込量を確保するため、サービスを担う事業者の新規参入、新規開設を促し、整備を図ります。

平成29年4月開設に向けて、障がい者にも対応した特別養護老人ホームに併設するグループホームについて、関係機関との調整を経て、施設整備を進めていきます。

また、グループホームを利用しやすい環境に整備するために、利用者には家賃等の負担軽減策を実施していきます。

（３－イ）居住系サービス（施設入所支援）

①サービスの内容

サービスの種類	内容
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②サービス見込量の算出の考え方

支給決定者数をベースに、旧法施設の新体系事業への移行、入所待機者数、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。

③サービスの見込量

サービスの種類	単位	27年度	28年度	29年度
施設入所支援	実人/月	95	93	91

④確保のための方策

施設入所者の地域生活への移行が進んでいる一方で、地域で入所を希望している、いわゆる入所待機者数は平成26年４月１日現在で84人となっています。

こうしたことを踏まえて、国や県の動向及び入所待機者の状況を見極めながら、施設入所が必要な方の待機状態の解消に努めるとともに、現状のサービス提供体制を確保します。

２ 指定相談支援

（１）計画相談支援

①サービスの内容

サービスの種類	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等利用者が、適切にサービスを利用することができるよう、サービス利用計画の作成や見直し等を行います。

②サービス見込量の算出の考え方

サービス等利用計画については、ニーズの増大が見込まれるため、平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

③サービスの見込量

サービスの種類	単位	27年度	28年度	29年度
計画相談支援	実人/月	60	60	91

④確保のための方策

計画相談支援の対象者の大幅な拡大を踏まえ、情報提供を行う等により多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。

また、自立支援協議会の「相談支援部会」を通じ、相談支援の提供体制の整備を図るとともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。

(2) 地域相談支援

①サービスの内容

サービスの種類	内容
地域移行支援	施設入所者又は精神科病院長期入院者が、円滑に地域生活に移行できるよう、訪問相談や住居の確保等の支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活する障がい者等が、安定した地域生活を送ることができるよう、常時の連絡体制を確保し、緊急事態への対応等を行います。

②サービス見込量の算出の考え方

地域移行支援については、施設入所者数、精神科病院長期入院者数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

地域定着支援については、単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

③サービスの見込量

サービスの種類	単位	27年度	28年度	29年度
地域移行支援	実人/月	5	6	7
地域定着支援	実人/月	5	6	7

④確保のための方策

県と連携を図って、一般相談支援事業者の確保と質の充実に努めます。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人材を育成し、確保します。

さらに、自立支援協議会を通じ、地域移行等に係るネットワークの構築に努めます。

3 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

①事業の内容

障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。

②事業の見込量及びその考え方（単位：箇所数）

事業名	27年度	28年度	29年度	実施に関する考え方
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	障がい者が、身近な地域で相談が受けられるよう、相談できる拠点を設けます。
自立支援協議会	実施	実施	実施	地域の障がい者支援に関する定期的な協議の場として設置します。
相談支援機能強化事業	実施	実施	実施	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化します。
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	成年後見制度を利用することが有用な障がい者に対し、利用の支援を図ります。

③確保の方策

障がい者総合相談センターが、地域の相談支援及び権利擁護の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、相談支援の提供体制の整備を図ります。

あわせて、精神保健福祉士や生活支援ワーカー等の専門的職員を配置する相談支援事業者に委託して、相談支援の機能強化を図ります。

自立支援協議会については、専門部会を設置し、相談支援の提供体制の整備やネットワーク構築を図ります。

また、障がい者に対する虐待の防止には、障がい者総合相談センターが中心となり、自立支援協議会を活用しつつ、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むとともに、いわゆる「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発を行い、障がい者の虐待防止に努めます。

（２）コミュニケーション支援事業

①事業の内容

聴覚、言語障がい等のため、意思疎通を図ることに支援が必要な障がい者に、手話通訳者等の派遣を行います。

②事業の見込量及びその考え方（単位：設置者数、件/年）

事業名	27年度	28年度	29年度	実施に関する考え方
手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者を配置します。
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	664件	664件	664件	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を行います。

③確保の方策

手話通訳者設置事業については、市役所及び関宿支所に手話通訳者を設置し、コミュニケーション支援の充実に努めます。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、野田市社会福祉協議会に委託して実施し、コミュニケーション支援の充実に努めます。

（３）日常生活用具給付等事業

①事業の内容

重度の障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

②事業の見込量及びその考え方（単位：件/年）

事業名	27年度	28年度	29年度	実施に関する考え方
介護・訓練支援用具	5件	5件	5件	地域で生活する障がい者に対し、日常生活用具を給付等することで、日常生活の利便性の向上を図ります。
自立生活支援用具	18件	18件	18件	
在宅療養等支援用具	18件	18件	18件	
情報・意思疎通支援用具	12件	12件	12件	
排泄等管理支援用具	2,687件	2,687件	2,687件	
居宅生活動作補助用具	3件	3件	3件	

③確保の方策

障がい者のニーズに合った用具を給付できるよう、適切な情報提供と品目を定めるように努めます。

（４）移動支援事業

①事業の内容

屋外での移動が困難な障がい者に対し、外出のための支援を行います。

②事業の見込量及びその考え方（単位：延時間/年、実人/年）

事業名	27年度	28年度	29年度	実施に関する考え方
移動支援事業	14,784時間	14,784時間	14,784時間	外出支援により、地域での自立生活及び社会参加を促します。
	135人	135人	135人	

③確保の方策

利用者のニーズに対応できるよう、居宅介護事業者等への情報提供に努め、事業者の一層の参入を促進します。

（５）地域活動支援センター

①事業の内容

基礎的事業として、施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。

また、この基礎的事業に加え、センターの機能強化を図る事業を実施する場合には、その内容に応じてⅠ型からⅢ型に分けられます。

ア 地域活動支援センターⅠ型

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、併せて相談支援事業を実施します。

イ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用及び就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

通所による援護事業の実績を有し、安定的な運営が図られているセンターが、常勤職員を配置して支援を実施します。

②事業の見込量及びその考え方（単位：箇所数、実人/年）

事業名	27年度	28年度	29年度	実施に関する考え方
地域活動支援センター				
野田市利用分	4か所	4か所	4か所	利用者に創作的活動の機会等を提供する事業（Ⅱ型又はⅢ型）を実施するほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等の事業（Ⅰ型）を実施します。
	119人	119人	119人	
他市町村利用分	7か所	7か所	7か所	
	17人	17人	17人	

③確保の方策

地域活動支援センターは、市内にⅠ型が1か所、Ⅲ型が3か所あり、センターの機能を充実強化していきます。また、重度の障がい者が利用できる環境の整備に努めるとともに、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。

(6) その他の事業

①事業の内容

サービスの種類	内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問により入浴サービスを行います。
生活訓練等事業	障がい者に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息を図ります。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声等により、市の広報等、地域生活をする上で必要度の高い情報を提供します。
奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員、要約筆記奉仕員等を養成研修します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

②事業の見込量及びその考え方（単位：延回/年、実人/年）

事業名	27年度	28年度	29年度	実施に関する考え方
訪問入浴サービス事業	実施	実施	実施	自立した日常生活又は社会生活営むことができるよう、柔軟に障がい者のニーズに合った事業を実施し、障がい者の福祉の増進を図ります。
生活訓練等事業	実施	実施	実施	
日中一時支援事業	10,472回	10,472回	10,472回	
	153人	153人	153人	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施	実施	実施	
点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	
奉仕員養成研修事業	実施	実施	実施	
自動車運転免許取得・改造助成事業	実施	実施	実施	

③確保の方策

訪問入浴サービス事業、点字・声の広報等発行事業及び生活訓練等事業については、野田市社会福祉協議会に委託して実施し、福祉の増進に努めます。

日中一時支援事業については、アンケート調査でも知的障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、利用者のニーズに対応できるよう、事業者の確保に努めます。

4 障がい児を対象としたサービス

障がい児を対象としたサービスは、平成24年度の児童福祉法等の改正により、障がい種別で分かれていた通所・入所サービスが、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援」に一元化されています。

①サービスの内容

サービスの種類		内容
障害児相談支援		障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、障害児支援計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
通所支援	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うとともに治療を行います。
	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等に、生活能力改善のための訓練を継続的に提供し、障がい児の自立を促進します。
	保育所等訪問支援	専門家が障がい児のいる保育所等を訪問し、集団生活に溶け込めるようになるための支援を行います。

②サービス見込量の算出の考え方

障がい児を対象としたサービスは、本計画から新たに設定した数値です。実績をみると増加傾向にあるため、平成27年度以降も増加傾向が継続すると見込みます。

③サービスの見込量

サービスの種類	単位	27年度	28年度	29年度
障害児相談支援	実人/月	10	15	20
児童発達支援	延人日/月	490	569	647
	実人/月	50	58	66
医療型児童発達支援	延人日/月	104	138	173
	実人/月	9	12	15
放課後等デイサービス	延人日/月	818	939	1,061
	実人/月	81	93	105
保育所等訪問支援	延人日/月	12	18	24
	実人/月	4	6	8

④確保のための方策

児童発達支援、放課後等デイサービスは、増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供にかかわる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会の設置を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

障害児相談支援については、増加傾向にある見込量を確保するため、事業者の参入を促進します。

V 計画の推進に向けて

1 地域ネットワークの構築

障がい者の地域移行や就労支援を進めるには、公的サービスに加え、障がい者を地域で支えることが必要です。

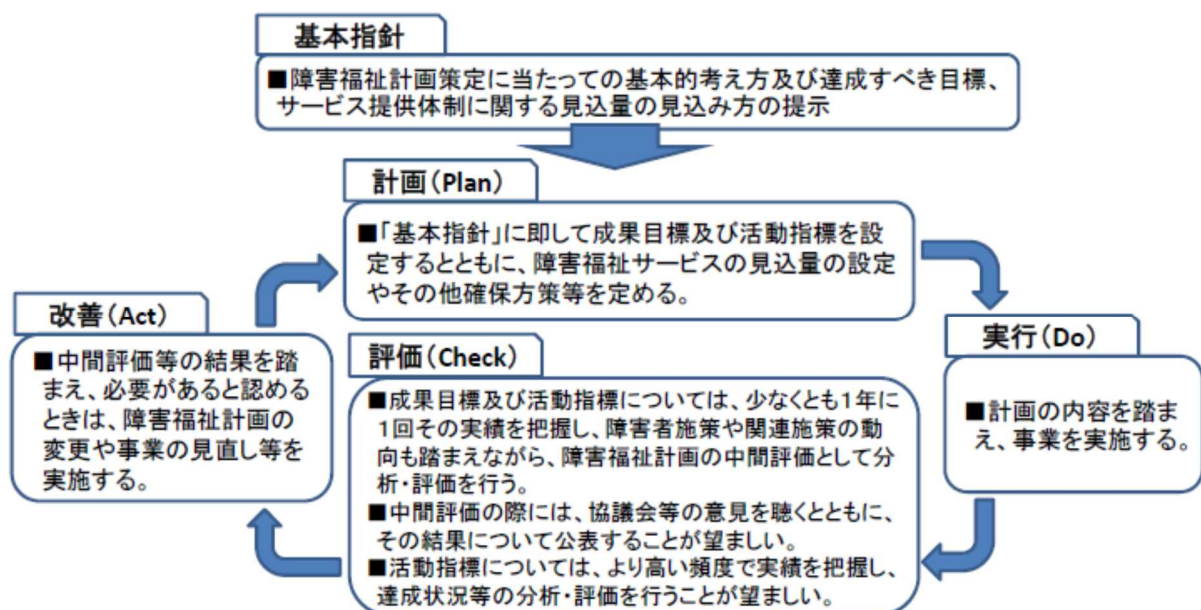
このため、本市の自立支援協議会を活用し、福祉、医療、教育、労働等の関係機関のネットワークを構築し、関係機関の連携の下、地域における障がい者への支援体制の整備を推進します。

2 計画の達成状況の点検及び評価の方法

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ



障がい者基本計画の事業の進捗状況、障がい福祉計画の成果目標、その活動指標となる見込量について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認める時は、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

また、中間評価の際には、野田市障がい者基本計画推進協議会の意見を聴くとともに、その結果について、公表することに努めます。